

○本庄市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

制定 平成31年3月26日 告示第77号

改定 令和5年3月8日 告示第55号

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、市内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、市民の健康で文化的な生活を営むことができる自然環境及び生活環境に配慮するとともに、太陽光発電施設の導入が円滑になされるため、市及び近隣住民等に対して事業計画の内容を事前に明らかにすることについて必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための施設（太陽光パネル等）及びその付属設備をいう。
- (2) 発電施設 定格出力10キロワット以上の太陽光発電施設（同一の届出者が複数の発電施設を近接して設置するなど、実質的に一つの場所への設置と認められる場合は、一つの発電施設とみなす。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 建築基準法における建築物に該当するもの
 - イ 設置者の事業所等と併設されるもの
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (4) 設置者 発電施設を設置する者及び発電施設の譲渡、承継を受けた者をいう。
- (5) 近隣住民等 発電施設の設置が計画される区域に近接する土地及び家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する自治会の代表者をいう。

(対象地域)

第3条 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(法令に基づく手続等)

第4条 設置者は、発電施設を設置する場合において法規制等がある場合は、当該発電施設の規模にかかわらず、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続きを行うものとする。

2 設置者は、計画地の全部又は一部が別表1「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に該当する場合は、他の法規制等があるか否かにかかわらず、当該計画が周辺の環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(発電施設に係る届出等)

第5条 設置者は、発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、近隣住民等に対する説明会等を実施し、事業内容や発電施設設置に伴う地域への影響とその対応等を周知するものとする。この際、近隣住民等から出された要望、意見等については、書面を交付するなど誠意をもって対応するものとする。

2 設置者は、発電施設の工事に着手する日の30日前までに、本庄市太陽光発電施設計画届出書(様式第1号)に計画区域の位置等を添付し、市長に提出するものとする。

3 前項及び第5項の届出を行った設置者は、届出内容を変更しようとするときは、変更する日の30日前までに、本庄市太陽光発電施設変更届出書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

4 第2項及び第5項の届出を行った設置者は、発電施設の設置計画又は事業を廃止しようとするときは、廃止する30日前までに、本庄市太陽光発電施設廃止届出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

5 第2項の届出を行った設置者は、当該施設の設置が完了したときは、完了後10日以内に、本庄市太陽光発電施設設置完了届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(設置に当たって遵守すべき事項)

第6条 設置者は、発電施設を設置する際は、特に次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 近隣住民等との良好な関係を構築し、協調を保つこと。

- (2) 太陽光発電施設の構造は、各種技術基準に適合すること。
- (3) 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策及び雨水流出抑制対策を講じること。また、災害発生時などには、施設外への影響を最小限にとどめるよう適切に対応すること。
- (4) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- (5) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。また、災害発生時等に、速やかな対応がとれるように緊急連絡体制を整備すること。
- (6) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他薬剤を使用する場合は、周辺環境に影響が及ぶことがないように十分配慮すること。
- (7) パワーコンディショナー等からの騒音・振動やパネルの反射により周辺の生活環境に支障を生じさせないように、敷地境界からの後退や植栽等の遮蔽物の設置等必要な措置を講じること。
- (8) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (9) 施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、廃止に要する経費を計画的に調達・手配すること。
- (10) 施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により法令、ガイドライン等に基づいて撤去等適正に処理すること。撤去にあたっては廃止後の土地利用に応じた処理をし、周辺の生活環境等に影響を及ぼさないように十分に配慮すること。
- (11) 事業を承継する場合は、把握している若しくは予想されうる管理運営及び廃止等の条件について、責任をもって引き継ぐこと。

(報告)

第7条 市長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(補則)

第8条 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

(施工期日)

1 このガイドラインは、平成31年3月26日から施行し、平成31年4月1日以降に着工する発電施設から適用する。

(経過措置)

2 このガイドラインの施行日において現に着工している発電施設設置者は、第6条に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5条に掲げる措置を講じるものとする。

附 則

このガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

本庄市太陽光発電施設計画届出書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

届出者 住所

氏名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり発電施設を設置することについて、本庄市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5条第2項の規定により届け出ます。

記

発電施設の名称	
設置場所	本庄市
敷地面積	m ²
定格出力 ^{※1}	kW
発電事業者	住所 氏名 (法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者m p氏名) 電話番号
着工予定年月日	年 月 日
稼働開始予定日	年 月 日
住民説明会等の概要	別紙のとおり ^{※2}
参考資料	別添のとおり ^{※3}

※1 「定格出力」は、太陽電池の出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の定格出力を小数1桁(小数第2位切捨て)まで記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載して下さい。

※2 住民説明会や住民説明を行った年月日、場所、出席者・相手方の氏名、発言の概要、近接住民等から出された要望・意見等への対応内容を記載した資料を作成し、別紙として下さい。

※3 事業区域の位置図、公図、配置図、関係機関との協議状況、その他必要な資料を別添として下さい。

(様式第2号)

本庄市太陽光発電施設変更届出書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

届出者 住所

氏名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

本庄市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5条第3項の規定により
下記のとおり届け出ます。

記

発電施設の名称※1	
設置場所※1	本庄市
変更内容	
変更前	
変更後	
変更予定日	年 月 日
参考資料	別添のとおり※2

※1 発電施設の名称又は設置場所を変更する場合にあっては、変更前の名称及び場所を記載して下さい。

※2 変更内容に応じて必要な資料（事業区域の位置図、関係機関との協議状況など）を添付して下さい。

(様式第3号)

本庄市太陽光発電施設廃止届出書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

届出者 住所

氏名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

本庄市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5条第4項の規定により
下記のとおり届け出ます。

記

発電施設の名称	
設置場所	本庄市
廃止理由	
廃止予定日	年 月 日
施設撤去予定日※1	年 月 日
参考資料	別添のとおり※2

※1 発電施設の撤去を伴う場合には記載して下さい。

※2 廃止内容に応じて必要な資料（事業区域の位置図、関係機関との協議状況など）を添付して下さい。

(様式第4号)

本庄市太陽光発電施設設置完了届出書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

届出者 住所

氏名

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり発電施設を設置したことについて、本庄市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5条第5項の規定により届け出ます。

記

発電施設の名称	
設置場所	本庄市
敷地面積	m ²
定格出力 ^{※1}	kW
発電事業者	住所 氏名 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号
緊急時連絡先	担当者氏名 電話番号
完了年月日	年 月 日
稼働開始日	年 月 日
参考資料	別添のとおり ^{※2}

※1 「定格出力」は、太陽電池の出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の定格出力を小数1桁(小数第2位切捨て)まで記載してください。パワーコンディショナーを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載して下さい。

※2 工事記録、工事写真、その他必要な資料を別添として下さい。

設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア(区域の名称)	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難になるとともに、周辺地下水等生活環境に支障を生じるおそれがある。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境大臣が指定する生息地等保護区	国内希少野生動植物種の産卵地、繁殖地、餌場等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	希少野生動植物保護区	県内希少野生動植物の生息地等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
都市緑地法	特別緑地保全地区内	歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る区域であり、都市の良好な自然的環境となる緑地を現状保全するため、立木の伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
自然公園法	国立公園の特別地域	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は自然環境や景観へ与える影響が大きい。
埼玉県立自然公園条例	県立自然公園の特別地域	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は自然環境や景観へ与える影響が大きい。
埼玉県自然環境保全条例	県自然環境保全地域の特別地区 県自然環境保全地域の野生動植物保護地区	県内の貴重な植物、動物等が生息・生育する良好な自然状態を保持している地域であり、風致景観に大きな影響を及ぼす行為を規制している。
農地法	農用地区域内の農地・牧草放牧地 甲種農地・採草放牧地 第1種農地・採草放牧地	優良農地を確保するため転用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地・牧草放牧地	優良農地を確保するため農業用以外の土地利用が厳しく制限されている。
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく制限されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	出水時に流下障害のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。
砂防法、埼玉県砂防指定地管理条例	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地(30度以上)で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及び隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定の行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるため、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
都市計画法	風致地区	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。
景観法	各景観行政団体の景観形成重点地区	市町村景観計画の景観計画区域のうち、重点的・計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であり、きめ細かく景観形成を図るため、より厳しい制限を設けている。
文化財保護法	重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	復元が不可能な県民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。